

報道発表

平成31年3月8日



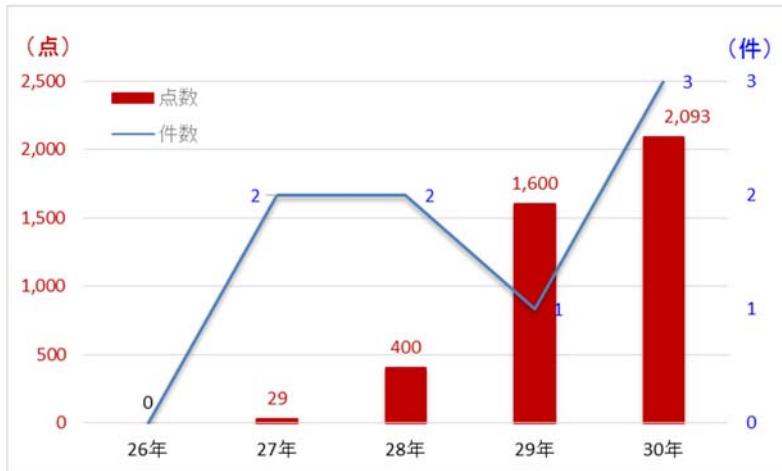
知的財産侵害物品の輸入差止点数が2年連続1,000点超え

～平成30年の長崎税関管内における知的財産侵害物品の差止状況～

長崎税関は、平成30年の長崎税関管内における知的財産侵害に係る差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- 輸入差止点数は2,093点、輸入差止件数は3件
- 輸入を差し止めた貨物の仕出中国は全て中国
- 差し止めた貨物は、全て商標権侵害

知的財産侵害物品差止実績（平成26年～平成30年）

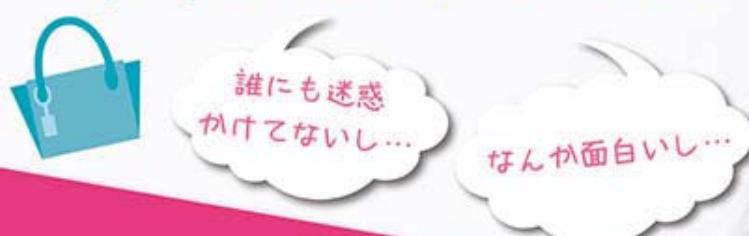


- 長崎税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

- ① 中国仕出し履物（商標権） ② 中国仕出しアルミホイール（商標権）



問合せ先：長崎税関総務部税關広報広聴官
TEL 095-828-8606



近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、
税関により没収され、日本への持ち込みができません

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

検索

特設サイトは
こちら



買う人は、
失う人。

No!
偽造品
海賊版

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



税關
Japan Customs